

市内事業者 緊急支援事業！

緊急事態宣言などで売上が減少した事業者の方へ

10万円 を 支援 します！

令和3年1月18日現在

※申請要件・申請書類等詳細については、2月以降に順次公開予定です。

対象

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、緊急事態宣言等の発出により、経済活動の制限を受け、売上が減少した市内中小企業・個人事業主の方のうち、次の①または②に該当すること

- ① 令和3年1月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者
- ② 令和2年2月から12月までに開業した事業者で令和3年1月の売上が、開業後最大の売上月と比べて20%以上減少していること

申請①

Step 1 認定書の申請（西東京市産業振興課）

緊急支援事業の該当事業者であることを証明するため、認定書を発行します。

申請期間：令和3年2月22日(月)～5月24日(月)

※申請等に関する相談については、令和3年2月8日(月)から開始します。

申請②

Step 2 支援金の申請（西東京商工会）

申請期間：令和3年3月15日(月)～5月31日(月)

※ただし、予算上限額に達し次第終了(2,500事業者分の予算措置)

支援金額

固定費の支援として
一律 10万円

ホームページ

最新の
情報は
こちら

